

## 第28号議案

### 品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月24日

品川区長 森 澤 恭 子

### 品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

品川区国民健康保険条例（昭和34年品川区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「42万円」を「50万円」に改める。

第15条の4第1項第1号中「100分の7.16」を「100分の7.17」に改め、同項第2号中「4万2,100円」を「4万5,000円」に改める。

第15条の12第1項第1号中「100分の2.28」を「100分の2.42」に改め、同項第2号中「1万3,200円」を「1万5,100円」に改める。

第15条の16中「20万円」を「22万円」に改める。

第16条の4第1項第1号中「100分の2.44」を「100分の2.20」に改め、同項第2号中「1万6,600円」を「1万6,200円」に改める。

第19条の2各号列記以外の部分中「20万円」を「22万円」に改め、同条第1号ア中「2万9,470円」を「3万1,500円」に改め、同号イ中「9,240円」を「1万570円」に改め、同号ウ中「1万1,620円」

を「1万1,340円」に改め、同条第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同号ア中「2万1,050円」を「2万2,500円」に改め、同号イ中「6,600円」を「7,550円」に改め、同号ウ中「8,300円」を「8,100円」に改め、同条第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改め、同号ア中「8,420円」を「9,000円」に改め、同号イ中「2,640円」を「3,020円」に改め、同号ウ中「3,320円」を「3,240円」に改める。

第19条の4第1号ア中「6,315円」を「6,750円」に改め、同号イ中「1万525円」を「1万1,250円」に改め、同号ウ中「1万6,840円」を「1万8,000円」に改め、同号エ中「2万1,050円」を「2万2,500円」に改め、同条第2号ア中「1,980円」を「2,265円」に改め、同号イ中「3,300円」を「3,775円」に改め、同号ウ中「5,280円」を「6,040円」に改め、同号エ中「6,600円」を「7,550円」に改める。

第24条の4第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「または同規則第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

#### 付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第24条の4第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第10条第1項の規定は、令和5年4月1日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金の額について適用し、同日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

3 改正後の第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2および第19条の4の規定は、令和5年度分の保険料から適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(説明) 基礎賦課額の保険料率等を改めるとともに、出産育児一時金の額を引き上げるほか、規定を整備する必要がある。